

令和3年度～6年度月形町競争入札参加資格審査申請における変更点

標記の申請について、令和3年度から下記のとおり変更となります。

申請者の本社が月形町内に所在する場合の納税状況(町税)の確認について

月形町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例施行規則第6条に定める同意書を添付するものとし、月形町が発行する納税証明書は不要とします。

資格の有効期限について

有効期間が2年から4年(令和3年4月1日～令和7年3月31日)に延長されます。
ただし、中間年に納税状況についてのみ中間審査(令和5年2月頃予定)を行うこととします。
中間審査時前に参加資格を得ている場合、中間審査時には以下の書類を提出していただきます。

・納税証明書(滞納がないことの証明)(写し可)

(1)法人税又は申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税
税務署の発行するもので、申請時3ヶ月以内に発行されたものとします。

- ・法人の場合:国税通則法施行規則別紙第9号様式その3の3
- ・個人の場合:国税通則法施行規則別紙第9号様式その3の2

(2)道税(事業税)※都府県の場合はそれに類するもの。

課税対象となる申請者及び受任者が所在する都道府県の納税証明書(納税が無い場合は、滞納が無いことの証明)で、申請時3ヶ月以内に発行されたものとします。

※登記と実際に所在する住所が異なる場合は、登記上の住所の納税証明書を提出してください。

- ・法人の場合:審査基準日直前のもの
- ・個人の場合:令和3年度に賦課された課税分

(3)市町村税(市町村民税)※東京都特別区はそれに類するもの。

課税対象となる申請者及び受任者が所在する市町村民税証明書(滞納が無いことの証明書でも可)で、申請時3ヶ月以内に発行されたものとします。

なお、申請者の本社が月形町内に所在する場合は、月形町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例施行規則第6条に定める同意書を添付するものとします。

- ・法人の場合:審査基準日直前のもの
- ・個人の場合:令和3年度に賦課された代表者の納税証明書

問合せ先

〒061 - 0592 北海道樺戸郡月形町 1219 番地

月形町役場総務課財政係

T E L 0126-53-2321 (内線 231・232) F A X 0126 - 53 - 4373

E-mail zaisei@town.tsukigata.hokkaido.jp